

国立大学法人茨城大学教員の勤勉手当の支給に係る 勤務評価規程

〔平成16年 4月 1日〕
規程第 18 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学就業規則（平成16年規則第8号。以下「就業規則」という。）第49条第2項の規定に基づき、勤勉手当の支給の際、国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）に勤務する教員に対し実施する勤務状況の評価に関し必要な事項を定める。

(原則)

第2条 評価は、教員の勤務状況を公正に把握し、処遇を適正化することにより、教員の能力及び勤務意欲を高め、もって大学の発展に寄与することを目的とする。

(方法)

第3条 評価は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 学長は、学部毎に教員評価部会（仮称）を設置する。
- (2) 教員評価部会に委員長を置き、学部長をもって充てる。
- (3) 委員長は、教員の勤務状況を公正に把握しうる者を委員として選任する。
- (4) 学長は、教員評価部会の議を経て、学部毎の特殊性を考慮した評価基準を定める。
- (5) 教員評価部会は、評価基準に基づき、教員の勤務状況を評価する。
- (6) 教員評価部会は、評価結果を学長に報告する。
- (7) 学長は、前号に規定する報告をもとに、勤務評価記録書を作成する。

(評価項目)

第4条 教員評価部会は、対象となる教員の職務に応じて、次の各号に掲げるいずれかの事項について行う。

- (1) 研究・教育における顕著な功績
- (2) 大学業務の中で特に重要で困難な業務の遂行
- (3) 各学部にとって特に重要であると評価する業務の遂行

2 若手教員については特にその実績を高く評価する。

(教員評価部会の義務)

第5条 教員評価部会は、公正かつ妥当な評価を行うため、就業規則第11条の規定を遵守し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 同一の職務を遂行する教員については、同一の基準によること。
- (2) 日常の観察及び指導によって得た資料その他教員の勤務状況を公正に示すと認められる資料に基づいて判断すること。

- (3) 成績を評価する場合に、教員の能力及び態度と混同しないこと。
- (4) 能力及び態度を評価する場合に、職務と関連のない事項を考慮しないこと。
- (5) 評価の対象となる期間以外の時期における教員の勤務状況を考慮しないこと。
- (6) 教員に対する従前の評価の結果を考慮しないこと。
- (7) 評価を受ける教員等他人の思惑を考慮しないこと。

(対象期間)

第6条 評価の対象となる期間は、勤勉手当の支給に係る基準日の前日から6月間とする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年3月31日までに見直すこととする。

附 則

この規程は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。